

沖縄県の食料自給率向上等に向けた調査検討業務委託 企画提案仕様書

1 業務名

沖縄県の食料自給率向上等に向けた調査検討業務

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月19日まで

3 背景及び目的

社会情勢の変化等に伴い、令和6年6月に「食料・農業・農村基本法」が制定後初めて改正され、基本理念の柱に「食料安全保障の確保」等が掲げられるとともに、関連法の制定・改正がされるなど、我が国の農政は大きな転換期を迎えている。

こうした中、令和7年4月には「食料・農業・農村基本計画」が新たに策定され、カロリーベース食料自給率の目標に加えて、「食料自給力の確保」などの目標が新たに追加されたところである。一方、国内の農地面積は、我が国の人口分の需要を賄うために必要な面積の3分の1程度しかないとされており、令和5年度のカロリーベース食料自給率は38%、生産額ベース食料自給率は61%となっている。

本県の農林水産業は、台風の常襲や、島しょ性に伴う生産・販売コストの増加、耕地面積が小さく限られるなど、生産条件に不利性があるため、県では、亜熱帯海洋性気候や土壌に適した作物であるさとうきびや冬春期の野菜、畜産、モズク類など生産振興による農家所得の向上を図り、食料の安定供給に向けて取り組んでいるところである。

また、花きや葉たばこなどの非食用作物は、全国有数の産地となっており、農家所得の向上に資する重要な品目となっている。このような状況において、近年の本県における食料自給率は、カロリーベースが32%前後、生産額ベースが45~64%で推移している。

本業務では、こうした社会情勢の変化や「食料・農業・農村基本法」の改正等を踏まえ、本県における農産物等の更なる生産増大による食料自給率の向上を図るため、生産基盤となる農地、生産者、生産技術・経営、流通等に関する情報収集・整理、分析等の調査・検討を行う。

4 委託業務内容

(1) 県内の食料自給力等に関する調査

食料を生産する潜在的生産能力である食料自給力の基本的な要素である農業労働力、農地・農業用水等の農業資源について、以下の調査を行うこと。

- ア 圏域別の生産者について、既存の統計やヒアリング等により、就業者数、年齢階層構成、経営形態、経営資源等の情報を収集・整理し、現状及び将来予測について調査・分析を行うこと。
- イ 圏域別の農地について、既存の統計やヒアリング等により、耕地面積、経営耕地面積、集積・集約、荒廃農地面積、基盤整備の状況等の情報収集・整理、分析を行うこと。
- ウ 圏域別の品目別作付面積、輪作体系、耕地利用率等の状況について、情報収集・整理、分析を行うこと。
- エ 本県における食料自給力（潜在的生産能力）に関する分析・評価を行うこと。

(2) 食料自給率の向上に向けた生産拡大品目の検討

食料自給率の向上に向けた品目を検討するため、以下の調査を行うこと。なお、品目の検討にあたっては、沖縄県が作成した「沖縄県農業経営技術指標」等を参考に、労働力・経営的視点もふまえて検証・整理すること。なお、上記の沖縄県作成資料については、農林水産総務課から提供を行う。

- ア 県内外における気候、土壌、地理的条件等の地域特性を踏まえた輪作体系の事例について情報収集・整理を行うこと。
- イ 荒廃農地の再生や、既存の作付品目の輪作体系に組み入れる品目について、生産技術、労働力、流通・販売、経営的課題等を踏まえた検討を行うこと。
- ウ 上記調査結果等を踏まえた本県の食料自給率（カロリーベース及び生産額ベース）の分析等を行うこと。

(3) 離島地域における生産拡大品目の検討

- ア 小規模離島における農畜水産物の移入・移出の状況に関する事例調査を行うこと。
- イ 前項目の調査を行った離島における農畜水産物の域内自給率の向上に向けた生産拡大品目の可能性について検討を行うこと（地域特性を踏まえた輪作体系への組み入れ可能な品目、生産技術、経営、労働力、流通・販売条件等）。

(4) その他、上記項目に係る業務を効果的かつ円滑に推進するための提案

(5) 検討委員会の開催・運営

本県の食料自給率向上に向けた検討するにあたり、生産者団体、学識経験者、行政などの産学官で構成する有識者で構成される検討委員会を2回以上開催し、在り方を検討する。委員の選定については、提案内容も踏まえて県と受託者が調整のうえ決定する。検討委員会に係る業務は、以下の内容とする。

- ア 委員の選定（5名程度）、就任、出席に係る手続き
- イ 委員会実施スケジュールの策定、各委員との日程調整等
- ウ 議題設定、会議資料・議事録等の作成

5 報告書の提出

(1) 事業報告書

委託期間内に印刷製本された推進計画を30部作成する。また、電子記録媒体を1部提出する。

6 予算額

(1) 委託上限額

提案にあたっては、総額8,996千円以内（消費税及び地方消費税を含む）の範囲で見積もること。（この金額は、企画提案のために設定した額であり、実際の契約金額とは異なる。）

(2) 積算の費目は、次のとおりとする。

- ① 人件費
- ② 報償費
- ③ 旅費
- ④ 消耗品費
- ⑤ 印刷製本費

- ⑥ 通信運搬費
- ⑦ 使用料及び賃借料
- ⑧ 再委託費
- ⑨ 一般管理費（人件費＋直接経費－再委託費）の10%以内とする。
- ⑩ 消費税

※ それぞれ、単価、回数、人数等の積算内容が分かるようにすること。

7 知的財産権の取扱い

委託業務により生じた著作権等の知的財産権は、原則として委託元である沖縄県に帰属する。

8 再委託に関する取扱い

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に再委託することはできない。

(2) 契約の主たる部分の再委託

契約金額の1/2を超える業務、企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務については、その履行を第三者に委任し、または請け負わせることはできない。

(3) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案公募に参加した者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、または請け負わせることはできない。

(4) 再委託の承認

上記(1)(2)(3)を踏まえた上で、契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を受けなければならない。

なお、以下に例示するものについては、承認手続きの例外とする場合がある。

- ① 資料の収集、整理、複写、印刷、製本
- ② 原稿、データの入力及び集計

上記以外の容易かつ簡易な業務がある場合は、契約において具体的に指定する。

9 守秘義務及び個人情報の取り扱い

受託者は、本業務を実施することにより得た成果、あるいは提供を受けた情報等については、善良なる管理のもとに利用・保管し、秘密の保持については万全の措置を講じること。

特に、個人が特定され得るものに係る情報（個人情報）の取扱いについては、関係法令を踏まえ、その保護に十分配慮すること。

10 その他

- (1) 受託者は業務遂行にあたって、委託者と緊密な連携をもって行わなければならない。
- (2) この仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、委託者と受託者の双方が協議して定めるものとする。
- (3) 本仕様書記載の業務内容については、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合も想定される。
- (4) 企画提案書が入選した場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。